

核兵器禁止条約との関係で考える「核のタブー」

日本軍縮学会 2025 年度研究大会（2025 年 6 月 7 日）

部会 1「核のタブーと核軍縮・不拡散」

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA） 中村桂子

はじめに

- ・ ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者の長年の活動が「核のタブー」の確立に貢献したと評価しつつ、この規範が現在、深刻な圧力に直面していることへの懸念を表明
- ・ 授賞式における田中熙巳・日本被団協代表委員の発言：
「核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いであります」
⇒ 「使用」だけでなく「保有」も否定する価値規範としての「タブー」を強調
- ・ 「核のタブー」という語の用法：
⇒ 核兵器の先行使用禁止規範（タネンワールド）
⇒ より広範な反核の道義的規範としての理解

「使用のタブー」強化の限界：議論はどこに向かうのか

- ・ NPT 前文：核戦争の惨害を回避するためのあらゆる努力が必要と明記
- ・ P5 共同声明「核戦争は勝者がなく、決して戦ってはならない」
- ・ 日米共同声明「核兵器の不使用の記録を維持すべき」
- ・ 「責任ある核保有国」論
⇒ 抑止による安定の追求とともに、核兵器の恒久的保有の正当化
- ・ 非核兵器国からの批判：
⇒ 「核兵器が存在する限り、事故や誤算による発射も含め、使用のリスクがある。これを防ぐ唯一の保証は核兵器の完全廃絶しかない」
⇒ 「保有のタブー」へのパラダイムシフトの必要性

核兵器禁止条約（TPNW）：「保有のタブー」への規範的深化

- ・ 核兵器の使用・使用の威嚇・実験・開発・保有・配備等を全面的に禁止
⇒ 「使用・保有のタブー」を法的規範として明文化
- ・ 非核保有国主導の「人道アプローチ」
⇒ 国際人道法に焦点をあて、「国家中心の安全保障」から「人間の安全保障」へ転換
 - ・ 「核兵器の使用が人道にもたらす壊滅的な影響、核兵器の使用から生じる国際人道法に関する問題、そして核兵器の使用禁止と廃絶につながる具体的な行動の必要性」（国際赤十字・赤新月運動決議、2011 年 11 月）
 - ・ 「いかなる状況にあっても、核兵器が二度と使用されないようにすることが最も重要」（「非人道性」共同声明）

- ・エビデンス・ベースの議論：規範と政策的合理性から核兵器依存を問う
 - ⇒3回の「人道会議」（2013年～14年）：核兵器は人類の生存に対する脅威
 - ・核兵器の使用が人道に及ぼす影響とともに、核抑止の不安定性を強調
 - 「国際的な紛争や緊張関係、核保有国の現在の安全保障政策などを勘案すると、核兵器が使用されるであろう状況は数多くある。核抑止力は核戦争への準備であり、核兵器使用の恐れは現実である」
- ・「人類の安全保障」に対する核依存国の責任
 - ⇒「人道イニシアティブは安全保障を議論の中心に据え、核兵器に依存する国の狭い視野に大きな疑問を投げかける」(2016年オープンエンド作業部会でのオーストリア作業文書)

TPNWを通じた「核のタブー」強化への課題

- ・条約の普遍化：2025年5月末現在：締約国数73)
 - 締約国の増加と条約の規範・意義の普及
- ・安全保障環境の悪化、核依存国との溝の深まり
 - ⇒「両者の対話を緊急かつ広範、そして包括的に行うべき」(クメント・オーストリア軍縮局長)

前進へのアプローチ：科学的論拠をもって核抑止論に正面から立ち向かう

- ・3回の締約国会議
 - ⇒第1回締約国会議（2022年6月、ウィーン）
 - ・ウィーン「行動計画」採択。非公式作業部会、科学諮問グループ（SAG）設置
 - ⇒第2回締約国会議（2023年11～12月、ニューヨーク）
 - ・オーストリア主導で「安全保障上の懸念に関する協議プロセス」の始動
 - ⇒第3回締約国会議（2025年3月、ニューヨーク）
 - ・「協議プロセス」報告書：核抑止の不確実性、不安定性を強調。核抑止からのパラダイムシフトの緊急性を強調
 - ・核被害者援助・環境修復の課題と「核の不正義」
 - 核兵器保有は社会的弱者の犠牲の上にしか成り立たない
- ・TPNW 枠外の動向
 - ⇒国連総会「核戦争の影響に関する科学パネル」設置決議（2024年）

むすびに変えて

- ・「保有のタブー」強化へ：世論喚起への示唆
 - 「核兵器は存在する限り使われ得る」の不確実性
 - 「核兵器は存在するだけで被害を生む」の構造的課題
- ・被爆80年という歴史的節目に議論の進化が求められている